

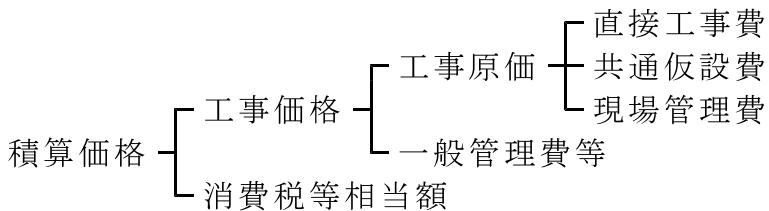
土木工事積算基準

(目的)

第1 この基準は、土木工事の予定価格の基礎となる積算価格の算定について必要な事項を定め、もって積算価格の適正な算定に資することを目的とする。

(積算価格の構成)

第2 積算価格の構成は、次のとおりとする。



(積算価格の内訳)

第3 積算価格は、次の各号により算定するものとする。

1 直接工事費

直接工事費は、工事の目的物を施工するに当たり、直接必要な費用とし、材料費、労務費、機械経費その他必要な費用の合計額とする。

2 共通仮設費

共通仮設費は、各工事部門に対し共通の費用（直接工事費に該当するものを除く。）とし、準備費、運搬費その他必要な費用の合計額とする。

3 現場管理費

現場管理費は、受注者が工事を維持運営するために必要な費用（直接工事費及び共通仮設費に該当するものは除く。）とし、直接工事費及び共通仮設費の合計額に現場管理費率を乗じて得た額とする。

4 一般管理費等

一般管理費等は、受注者の経営管理と活動に必要な本・支店等の費用（一般管理費）及び受注者が継続して経営するために必要な費用（付加利益）とし、工事原価（直接工事費、共通仮設費及び現場管理費の合計額）に一般管理費等率を乗じて得た額とする。

5 工事価格

工事価格は、工事原価、一般管理費等の合計額とし、各費目の積算に使用する材料等の価格等は、消費税等相当分を含まないものとする。

6 消費税等相当額

消費税等相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税相当分の率を乗じて得た額とする。

(設計変更時の積算)

第4 現に施工中の工事について設計変更を行う場合の積算価格は、原工事に準じて、実状勘案の上、算定するものとする。